

東大阪市有料老人ホーム立入検査について

東大阪市では老人福祉法第29条及び東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、届出している「介護付・住宅型有料老人ホーム」を対象に施設の管理・運営状況を把握するため立入検査を実施します。

○スケジュール

立入検査期間：5月～翌年3月頃

事前通知時期：約1か月前（郵送）

検査体制人数：2名～3名

立入検査の結果通知：立入検査実施日の概ね1か月後

○主な検査項目

- ・入居者の状況
- ・職員の配置状況
- ・収支の状況
- ・衛生管理状況
- ・介護サービスの実施状況
- ・防火安全管理体制及び非常災害対策
- ・運営懇談会の開催状況
- ・情報開示
- ・高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化への取組
- ・事故発生の防止及び発生時の対応
- ・職員研修の実施状況
- ・各種帳簿の作成・保存状況